（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第三項中「第十七項（同条第二十二項」を「第十八項（同条第二十四項」に改め、同条第四項中「地方法人税の額」の下に「（利子税の額を除く。）」を加え、同条第五項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第三十八条第一項第二号及び第五号中「第十九条第四項第三号ハ」を「第十九条第四項第二号ハ」に改める。

第四十二条第一項中「もの（」の下に「以下」を加え、「受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした」を「受けた」に、「その固定資産につき、」を「当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「交付を受けた」に改め、「金額（」の下に「その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」を加え、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「国庫補助金等（」を「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした固定資産（」に、「適格分割等の直前」を「直前」に改め、「ものに限る。）をもつて取得又は改良をした固定資産（当該」及び「。以下この項において同じ」を削り、「その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額」を「当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額」に、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十五条第一項中「受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その」を「受けた場合において、当該事業年度において」に改め、「つき、」の下に「当該事業年度終了の時までに取得したその施設を構成する」に改め、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「又は資材の価額に相当する金額（」を「若しくは資材の価額のうちその固定資産の取得に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得した減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「より」の下に「当該適格分割等の直前の時までに取得した」を加え、「適格分割等の直前」を「直前」に、「受け、かつ、当該交付を受けた金銭の額又は資材の価額」を「当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額」に、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十六条第一項中「賦課し」を「賦課した場合において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその事業の用に供する固定資産につき」に、「（以下この項において「納付金」という。）をもつてその事業の用に供する」を「のうちその」に、「又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた納付金に相当する金額（」を「若しくは改良に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条に次の一項を加える。

４　第一項の規定の適用を受けた固定資産の取得価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「受け、当該事業年度においてその保険金等をもつてその滅失をした所有固定資産に代替する同一種類の固定資産（以下この条において「代替資産」という。）の」を「受けた場合において、当該事業年度終了の時までに」に、「以下この項及び第五項」を「第五項」に、「し、又はその損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産の改良をした場合において、これらの固定資産につき、」を「した代替資産（その所有固定資産に代替する同一種類の固定資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該事業年度終了の時までに改良をした損壊資産等（その損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産をいう。第五項において同じ。）につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「支払を受けた」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「（」により」の下に「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした」を加え、「適格分割等の直前」を「直前」に、「所有固定資産の滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて取得をした代替資産又は当該期間内に、当該滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて改良をした損壊した所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産」を「所有固定資産の滅失又は損壊により保険金等の支払を受けた場合におけるその滅失又は損壊に係る代替資産又は損壊資産等」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第五十五条第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかつた場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の第二十二条第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。）、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額（その内国法人が当該事業年度の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第七十四条第一項第一号（確定申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した同法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額については、この限りでない。

一　次に掲げるものにより当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその内国法人において証明した場合を含む。）

イ　その内国法人が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）又は第百五十条の二第一項（帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定めるところにより保存する帳簿書類

ロ　イに掲げるもののほか、その内国法人がその納税地その他の財務省令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件

二　前号イ又はロに掲げるものにより、当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合